

【基本理念】

[施策体系図]

「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」

基本目標 1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち

- (1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化
 - ①就学前教育・保育施設の再編と整備
 - ②就学前教育・保育施設の運営体制の強化
- (2) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践
 - ①質の高い教育・保育の提供
 - ②魅力ある教育・保育の充実
 - ③保育士・教職員への支援体制の強化
- (3) 多様な保育サービスの提供
 - ①特別支援教育・障がい児保育体制の強化
 - ②きめ細やかな保育サービスの提供
 - ③多様な子育て援助機能の充実

基本目標 2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち

- (1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進
 - ①配慮を要する子どもとその保護者への支援
 - ②障がいのある子どもの自立とその保護者・家庭への支援
- (2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり
 - ①子育て世帯の子育て力の強化支援
 - ②子育て世帯の交流促進
 - ③子育て世帯の孤立の未然防止の取り組み
- (3) 多様な主体が支える子育て支援の充実
 - ①子育て支援のすそ野の拡大
 - ②子どもの健全育成活動の充実

基本目標 3. 子どもが明るい未来へつなげるまち

- (1) 要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実
 - ①児童虐待防止の取り組み
 - ②子どもの人権を守る意識の醸成
 - ③外国人家庭の子育て支援
- (2) 自立に向けた支援体制の充実と確保
 - ①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実
 - ②就学・進学に関する相談体制の充実
 - ③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり
- (3) 自立した生活基盤づくりへの支援
 - ①生活支援の充実
 - ②就労に関する支援の充実
 - ③食から支える子ども食堂の充実
 - ④各種支援制度の周知強化と利用促進

基本目標 4. 子育ての希望がかなうまち

- (1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実
 - ①子育て世代包括支援センターを核とした親子に対する健康支援の充実
 - ②安心して子育てのできる意識と環境づくり
 - ③出産の希望を支える支援
- (2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援
 - ①親の就労を支える保育サービスの提供
 - ②放課後を豊かに過ごす居場所づくり
 - ③ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標 Ⅰ. 幼児教育・保育環境が充たされるまち

少子化の進展や子育て世帯の就労環境の変化など、就学前教育・保育に関するニーズの変化が進む中において、認定こども園を基本とした施設の再編を進めることで、適切かつ持続可能な就学前教育・保育の提供体制の確保を図ります。

また、就学前から小学校、中学校へとつながりのある成長の中のはじまりの時期において、地域資源を活かした亀山らしさのある魅力的な幼児教育・保育を展開するとともに、きめ細かな保育サービスの提供に努めます。

(Ⅰ) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化

現状と課題

[少子化の進展と幼児教育から保育へのニーズの変化]

- 少子化が進展する中、本市においても、出生数の減少傾向が続いています。今後も一定の減少は進むことが予想されますが、低年齢児の保育ニーズは上昇傾向にあります。また、女性の就労意向の高まりや家庭環境変化などから、幼児教育から保育へニーズが動く傾向が続いています。

[施設の老朽化と配置バランスの改善]

- 市内の保育所、幼稚園については、施設の老朽化の進んでいるものが多くなっています。また、北東部への人口集中などから、市内の保育需要にも地域的な変化がみられ、施設配置との間におけるバランスの改善が求められます。

[就学前教育・保育現場の人材不足]

- 近年の就学前教育・保育の現場においては、年々人材確保の困難度が増していることに伴い、教職員の負担も増加傾向にあることから、施設運営の最重要資源である人材の安定的な確保が大きな課題となっています。

施策の方向性

①就学前教育・保育施設の再編と整備

- ◇女性の就労意欲の高まりや幼児教育・保育の無償化など、就学前の子どもに関わる教育と保育の需要の変化に留意し、中長期的な視点による就学前教育・保育施設の再編計画を策定します。
- ◇公立保育所及び幼稚園について、計画的な認定こども園化を進めるとともに、子どもたちが安全・安心に過ごすことができるよう、既存施設の必要な改修等を行います。
- ◇利用意向の上昇傾向が続く3歳未満の低年齢児の受入規模の強化を図るため、小規模保育事業の拡充を図ります。

②就学前教育・保育施設の運営体制の強化

- ◇定員適正化計画との整合を図りつつ、公立保育所、幼稚園及び認定こども園における保育士等の専門職について、計画的な正規化の推進を図ります。
- ◇子どもたちを適切に受け入れができるよう、幼児教育・保育を支える必要な人員配置を図ることで、適切な受入体制の確保を図ります。
- ◇市が利用調整を行う私立保育所等について、低年齢児の安定的な受入規模の確保を図るための保育士確保への支援を検討します。
- ◇保育士や幼稚園教諭の業務負担の軽減を図るとともに、教育・保育の質の向上を図るために、保育士等の業務負担を支えるサポート職の設置やICTを活用した業務改善に取り組みます。
- ◇幼児教育・保育の無償化による恩恵を実感できるよう、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮した適切な制度運用に努めます。

(2) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践

現状と課題

[幼児教育・保育に関するツールの活用]

- 子どもの成長においては、その発達段階に応じた適切かつ質の高い教育・保育の提供が必要であることから、他市に先行した幼児教育共通カリキュラムなどの充実したツールを有効に活用することが求められます。

[魅力的な地域資源の活用]

- 本市では、歴史・自然など、ほかにはない魅力的な地域資源が溢れています。加太保育園やみなみ保育園を中心に野外体験保育に取り組んでいます。幼児期の多くの時間を過ごす保育所・幼稚園・認定こども園などの活動における地域資源の活用が、亀山らしい就学前教育・保育の展開において重要となっています。

[生きる力の礎となる自己肯定感]

- 子どもが成長し、生きる力を育むためには、自分自身で何かを達成するなどにより充たされる自己肯定感が重要であり、様々な活動を通じた自己実現の積み重ねの機会が求められます。

[現場職員の質の向上]

- 就学前教育・保育施設においては、子どもたちと直接触れ合う職員の質が、そのまま教育・保育の質につながります。こうした一人ひとりの職員が、チームとして協力し合うことで効果的に機能する組織づくりが重要となっています。

施策の方向性

①質の高い教育・保育の提供

- ◇子ども一人ひとりの発達の状況や個性を尊重し、一人ひとりに丁寧に向き合う幼児教育・保育の提供に努めます。
- ◇「亀山市保幼共通カリキュラム」や「亀山市保幼小接続カリキュラム」を活用した一貫した就学前の教育・保育の提供に努めるとともに、小学校を核とした保育所、幼稚園及び認定こども園との交流活動を充実することで、スムーズな小学校への就学につなげます。
- ◇より良い教育・保育の提供を行うことができるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園での自己評価のしくみづくりを検討します。
- ◇子どもたちの様々な活動を安心して行うことができるよう、園内・園外の多様な活動における危険状況に関する継続的な検証を行います。
- ◇幼児教育・保育の無償化の対象となる特定子ども・子育て支援施設等に対し、質の高い教育・保育が提供されるよう、三重県との連携の下、必要な働きかけを行います。

②魅力ある教育・保育の充実

- ◇子どもたちが地域の人々と交流しつつ、保育所、幼稚園及び認定こども園を取り巻く豊かな自然、歴史資源を身近に感じながら豊かな体験を重視した活動に取り組みます。
- ◇ブックスタート事業、ファミリー読書リレー、かめやま読書チャレンジなど、子どもの成長段階に応じた読書活動の機会づくりを進めます。
- ◇子どもの健全な発達のため、給食関係者が情報交換を行い、地産地消に努めるとともに、バランスの取れた季節感のあるおいしい給食の提供に努めます。
- ◇子ども一人ひとりへの配慮のある成長段階に合わせた4段階の離乳食やアレルギー除去・代替食の提供に努めます。

③保育士・教職員への支援体制の強化

- ◇体力向上外部講師の派遣による子どもへの効果的な指導力の向上につながる教職員の指導方法の工夫改善を支援します。
- ◇保・幼・認が一体となった幼児教育研修会を行うなど、明確な目的を持った計画的な研修機会の充実を図ります。
- ◇C L M (チェック・リスト・in三重)を有効に活用し、個々の子どもに向き合った支援力の強化を図ります。
- ◇教育委員会と福祉部門とを兼務する教職員（指導主事）の配置により、園内研修の充実を図るとともに、教職員指導員による定期的巡回指導による指導力の強化に努めます。

(3) 多様な保育サービスの提供

現状と課題

[価値観の多様化や働き方改革による保育ニーズの多様化]

- 女性の就労状況の変化や価値観の多様化などから、保育需要が増加していることに伴い、そのニーズも多様化が進んでいます。こうした傾向は国の進める働き方改革などで強まることが見込まれ、増加傾向にある休日保育や土曜の一日保育など、受け皿の充実が求められています。

[障がいのある子どもの増加と集団生活の機会]

- 障がいのある子どもたちが保育所、幼稚園、認定こども園などの施設の利用を希望する場合、それを支える専門職による支援体制が求められます。

施策の方向性

①特別支援教育・障がい児保育体制の強化

- ◇特別な支援を必要とする子どもたちを受け入れる保育所、幼稚園及び認定こども園において、一人ひとりの子どもの発達状況に応じて専門的な判断に基づき、必要な加配職員の配置に努めます。
- ◇医療的ケアを要する子どもの入所においては、看護師等の医療職の配置を行うとともに、多数の乳幼児の在籍する園などにおける専門職の配置に努めます。
- ◇子育て支援員研修や介助員への研修を充実することで、支援に関わる職員の資質向上に努めます。

②きめ細やかな保育サービスの提供

- ◇年々利用ニーズの高まっている休日保育について、公共施設での実施を含めた拡充の検討を行います。
- ◇病児・病後児保育の実施に向けて、具体的かつ実現可能な手法の検討を行い、事業の早期実施を目指します。

③多様な子育て援助機能の充実

- ◇保育所、幼稚園、認定こども園などの施設では補いきれない細やかな子育て世帯へのサポートを担うファミリー・サポート・センターの行う事業に対し、事業の周知や利用促進などの必要な支援を行います。
- ◇幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設に対し、認可施設への移行など、適切な保育の提供に向けた支援を行います。

基本目標 2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち

子育て世帯が主体的に子育てを進められるよう、子育て世帯のつながりづくりと子育て世帯の子育て力の強化を図ります。

また、地域や園・学校など、子育てに関わる多様な主体のつながりを強めるとともに、子どもの成長を見つめ、子育て世帯の様々な不安を解消することができる、子育てを見守り、支えるまちを目指します。

(1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進

現状と課題

〔専門職が連携した切れ目のない相談・支援体制〕

- 保健・福祉・教育・医療が連携し、0歳から18歳までの子どもやその保護者に対し、専門スタッフによる切れ目のない相談支援を行っています。一方、相談件数は年々増加傾向にあるとともに、相談内容も多様化がみられ、より専門性の高い体制整備が求められます。

〔療育支援の体制〕

- 特別な支援が必要な就学前の子どもに対し、療育支援を行うとともに保護者に対しても支援を行っています。今後は、様々な障がいに対応できるような療育体制の構築が求められます。

〔家庭における教育に関する意識の両極化〕

- 子育て世帯の家族環境の多様化などから、家庭教育にかかる取組に対する各世帯の意識の差が広がり、積極的な保護者とそうでない保護者の両極化が進んでいます。

施策の方向性

①配慮を必要とする子どもとその保護者への支援

- ◇臨床心理士、保育士、教員など専門スタッフの集う子ども総合相談窓口を核に、園や学校、医療機関など関係機関と連携した支援体制を確保するとともに、個々のスキルアップによる専門性の向上に努めます。
- ◇1歳6か月・3歳児の幼児健康診査において、臨床心理士など専門スタッフによる子どもの発達に関する相談を実施するとともに、保育所・幼稚園・認定こども園などの依頼に基づく施設巡回により、子どもの状況に応じた集団生活における支援に関する指導・助言を行います。
- ◇園や学校の職員が、子どもの発達の状況に対し正しい理解を深め、子どもたちへの適切な対応ができるよう、資質と専門性の向上を図る研修会を開催します。
- ◇教育委員会と福祉を兼務する教職員（指導主事）を配置することで、就園から就学へと成長における情報共有を図るなど、相互の連携強化を図ります。
- ◇子ども一人ひとりの発達状況を保護者が記録・管理するサポートブック「にじいろのーと」を有効に活用し、園や学校への就学、進学、就労などの転機における関係機関の情報共有を図ります。
- ◇通級指導教室による個別指導と小集団指導「こみけ」を開催することで、配慮を要する子どもとその保護者への支援を行います。

②障がいのある子どもと保護者・家庭への支援

- ◇集団生活を送るうえで特別な支援が必要な子どもに対し、集団療育や個別療育や保護者の相談に応じるとともに、今後の児童発達支援の拠点となる児童発達支援センターの設置に取り組みます。
- ◇放課後等デイサービス事業など障がい児通所事業への支援を行うなど、発達支援の提供等による自立の促進や、その保護者の負担軽減を図ります。
- ◇障がいのある子どもが学校を卒業後に、就労や社会への参画ができるよう、関係部署と連携した事業所への働きかけを行います。
- ◇特別児童扶養手当や障害児福祉手当などの諸制度に基づく給付を行うとともに、医療費助成などを行うことで、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ります。

(2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり

現状と課題

[子育て支援機能の充足]

- 主に未就園の子どもと保護者が交流できる場所である地域子育て支援センターは、市内に5箇所でそれぞれの特色を持ちながら運営されています。活動の中で、育児相談、子育てサークル等の育成、子育て情報の提供、育児講座、ひろば事業などを展開し、様々な交流がなされています。

[子育て世帯の孤立]

- 多くの子育て世帯では、保育所・幼稚園・認定こども園への就園や学校への就学などにより、子育ての状況の似た世帯との交流が生まれ、孤立感が解消されています。その一方で、未就園児や不登校児童生徒のいる世帯など、このようなつながる機会の少ない世帯では、些細なことから孤立し、それが深刻化する恐れがあります。

[多子世帯の子育てにおける負担]

- 少子化が進展する一方で、多胎児など多くの子どもを同時に子育てしている世帯があります。こうした世帯は、子育て世帯の中でも負担が大きかったり、外出の困難さから交流機会が少なくなるなど、負の側面が強まる恐れがあります。

施策の方向性

①子育て世帯の子育て力の強化支援

- ◇子どもたちが家庭で過ごす中で、幼児期から望ましい生活習慣を確立することができるよう、「お茶の間十選」や「みんなで支え合う子育てアドバイス」などを活用した家庭教育への支援を行います。
- ◇ブックスタート、ファミリー読書リレー、読書チャレンジなど、本を活用した子どもの成長段階に応じた取り組みによる親子の絆づくりを促進します。
- ◇保護者に対する食育講演会や保育所などで提供する給食を紹介する食育だよりを配布するなど、家庭への食に関する意識啓発を行うことで、家庭での望ましい食習慣づくりを促します。
- ◇保育所、幼稚園、認定こども園などの日常に行われる教職員への相談や、地域子育て支援センターでの子育て支援員など、保護者の集う施設をプラット・フォームとした身近な子育て相談体制を充実します。

②子育て世帯の交流促進

- ◇親子が集い、ともに交流することのできる地域子育て支援センターの活動を支援とともに、こうした機能のない地域への出前事業の充実を図ります。
- ◇SNSなどICT技術を活用した子育てに関する多様な情報発信を行うことで、子育て世帯の交流促進を図ります。
- ◇地域子育て支援センターなど子育て世帯が交流する場所を活用し、共通する話題や悩みなどを持つ子育て世帯同士がつながり、交流を深められるよう、子育てサークル活動への支援を行うとともに、活動団体同士の交流の場づくりを行います。

③子育て世帯の孤立の未然防止の取り組み

- ◇子育て世帯の持つ課題が多様化・複雑化することで孤立を深めることがなくなるよう、様々な機会を通じた支援体制を検討します。
- ◇子育て世帯がそれぞれの暮らす地域の中で悩みを相談したり交流したりすることができる身近な居場所づくりを進めるため、訪問型家庭教育支援事業などの効果的な方策を検討します。
- ◇ファミリー・サポート・センター事業などの子育て援助事業などの利用促進を図ることで、多胎児や年齢の近いきょうだいを抱える子育て世帯の負担軽減につなげます。
- ◇不登校、不登校傾向にある子どもを持つ保護者への支援として、適応指導教室において「ふれあいカウンセリング」を実施するとともに、広く教育関係者や保護者に参加を呼びかける講演会を開催し、不登校支援に係る理解啓発に取り組みます。

(3) 多様な主体が支える子育て支援の充実

現状と課題

[充実した子育てに関する学びの機会]

- 家庭教育出前講座・子育ての宝箱などの学びなど、子育てに関する学びの機会が多く展開され、多くの受講者が活用されています。

[子育てを見守る地域社会]

- 子育て世帯は様々な地域で生活していますが、転入・転出などの増加などから、地域との関係が希薄な世帯が増加しつつあり、子育ての孤立感につながることがあります。

[子育てを支える団体の状況]

- 亀山市社会福祉協議会では、地域で生活する子育て中の親子を対象に、居場所づくりや情報交換を目的としたサロン活動に対して支援を行っています。現在、約10団体の子育てサロンが、季節にちなんだ料理教室や手芸教室など、それぞれの特色ある活動をしています。

施策の方向性

①子育て支援のすそ野の拡大

- ◇子育て支援員研修や子育ての宝箱などの講座等を通じて、地域の人々など子育て世帯の周りに子育てを支えることのできる人材育成に努めます。
- ◇子どもや子育て世帯の抱える課題に対し適切に対応することができるよう、園や学校、民生委員・児童委員や地域の人々など、子育てに関わる多様な主体の連携の強化を図ります。
- ◇一時的に保育が困難な場合、保護者に代わって子どもの保育を担うことができるよう、豊富な育児経験を持つ主婦などによる子育てボランティアの育成に努めます。

②子どもの健全育成活動の充実

- ◇共働き家庭等の小学生の遊びや生活の場を確保するとともに、次代を見据えた人づくりの観点から地域の教育力を活かした、放課後子ども教室の充実に努めます。
- ◇地域の公民館やコミュニティなどの身近な場所において、様々な世代がふれあう交流や、子どもと子育て世帯が地域行事を通じて地域の伝統文化などに気付く機会づくりを促進します。
- ◇子どもや子育て世帯が地域の歴史や伝統文化、自然やスポーツにふれる機会の充実を図るため、様々な情報発信の強化に努めます。
- ◇児童健全育成活動の拠点となる児童センターにおいて、既存のクラブ活動に加え、新たな行事を検討するとともに、利用しやすい施設となるよう、積極的な情報発信を行ないます。
- ◇不登校や引きこもり等、社会適応上の困難を抱える青少年の自立への支援を行うため、関係機関と連携しながら、青少年総合支援センターの機能充実を図ります。
- ◇青少年総合支援センターを核とした関係団体、関係機関との連携の下、地域社会全体で子どもたちの安心・安全を見守る意識の醸成に努めるとともに、市民と行政が一体的に進めるパトロールや通学時の見守り、環境浄化活動及び相談活動の充実を図ります。

基本目標 3. 子どもを明るい未来へつなげるまち

子どもを「貧困の連鎖」から救い出し、明るい未来につなげられるよう、子どもと社会との接点である学校をプラットホームとして捉え、幅広い支援の充実を図ります。

また、各家庭の経済的な面のみならず、家庭の文化的側面も含めた複合的な課題の解決に向けて、関係機関の協働などで福祉と教育の連携を強化し、子どもの権利を尊重しながら、子どもと保護者に寄り添う支援に努めるとともに、親子が孤立することなく安心して暮らしていくよう、地域における包括的な支援のネットワーク機能の充実を図ります。

(1) 要保護児童へのきめ細かい取り組みの充実

現状と課題

[児童虐待の件数増加]

- 児童虐待については、社会的にその状況への理解の深まりなどから、相談や対応件数は年々増加が続いている。

[鈴鹿児童相談所の設置]

- 本市のある県内北勢部においても、平成31年4月に従来管轄していた北勢児童相談所から本市と隣接する鈴鹿市とを管轄する鈴鹿児童相談所が設置されています。

[児童虐待に関する関係機関の連携]

- 亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会にて関係機関と連携しながら要保護児童や児童虐待の対応を行っています。

[専門職によるサポート体制]

- 心理、教育、保育などの専門スタッフが各ケースに応じて家庭のサポートを行っています。

施策の方向性

①児童虐待防止の取り組み

- ◇妊娠届出時から赤ちゃん訪問や乳幼児健診などの機会を捉えた相談等を通じ、養育支援の必要性を把握するとともに、早期の支援等の対応につなげます。
- ◇亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会を中心に、医療機関や園、学校など関係機関との情報共有を図るとともに、相互の連携体制による要支援家庭や要保護家庭への早期からの適切なアプローチに取り組みます。
- ◇様々な課題が複合化・複雑化する児童虐待に対応できるよう、計画的な研修参加等を通じて子ども総合相談に関わる専門スタッフの専門性の向上を図ります。
- ◇児童虐待に関する研修会や広報等を通じた市民の理解と意識醸成を図ります。

②子どもの人権を守る意識の醸成

- ◇オレンジリボン運動などを通じた、子どもの人権に関する市民と地域の役割意識の醸成を図ります。
- ◇子どもに関わる園などの職員への研修等による人権意識の醸成を図るとともに、互いに支えあいながら生活する「共生」の意識づくりに努めます。

③外国人家庭の子育て支援

- ◇様々な行政サービスや諸制度についての周知を図るため、外国人向けの情報提供の充実に努めます。
- ◇外国人家庭においても、進学等の進路選択の幅を広げられるよう、進路指導ガイド「学校へいこう」を実施します。
- ◇学校等における通訳や外国人児童生徒教育支援員の配置に努めるとともに、総合保健福祉センターなどの通訳を活用した多言語での文書作成等に努めます。

(2) 自立に向けた支援体制の充実と確保

現状と課題

[経済的・文化的な貧困に関する課題の多様化・複合化]

●経済的に困窮している人は社会的なかかわりの少なさから相談できる人・場所が限られるうえ、生活困窮だけでなく、障がいがあったり、介護や看護を抱えていたりして、問題が複雑であることも多くみられます。また、経済的には困窮していないとも、親子の関係や愛情が希薄であるため、結果的に子どもが貧困と同じような状況に陥っているおそれがある家庭が顕在化しています。

[貧困の連鎖を断ち切る学習機会]

●すべての子どもは生まれながらにしてあらゆる可能性を持っています。しかしながら、「貧困の連鎖」により、その可能性が閉ざされるおそれがあります。アンケート調査においても、課題を抱える世帯においては、経済的な困窮によって塾や習い事に通うことができない状況や、教育に対する経済的な負担に対する不安を抱える世帯もみられます。また、アンケート調査で、「文化的貧困」に該当する人は授業の理解度について否定的な回答がやや多く、あわせて家庭において勉強を見てあげられないという人が多いことから、文化的な側面において貧困が疑われる家庭に対しても、学習機会を確保することが求められます。

[経済的な困窮・文化的な貧困に起因する社会的な孤立]

●子育て世帯の経済的な困窮は、社会的に孤立してしまうことで子どもたちが必要な支援を受けられず、いっそう困難な状況に置かれてしまうおそれを持っています。こうした状況に対し、地域においては、主任児童委員や民生委員・児童委員をはじめ、子どもの見守りにかかる人びとが子どもへの声掛けなどを行っています。また、経済的な困窮・文化的な貧困が疑われる家庭の実態は隠れがちであり、家庭そのものが地域から孤立しているケースも少なくないため、実態が見えにくいのが実情です。

施策の方向性

①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実

- ◇子育てにおける様々な機会を捉えて、経済的な困窮や文化的な貧困にかかる課題のある世帯を把握とともに、早期相談の実践を行います。
- ◇課題を抱えたひとり親家庭をはじめとした生活困窮者等の自立を支援するため、生活困窮者自立支援事業の充実を図りながら、アウトリーチによる相談支援を実施します。
- ◇スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、学校をプラットホームとした総合的な相談体制の充実を図ります。

②就学・進学に関する相談体制の充実

- ◇小・中学校進学時にスムーズな就学が図られるよう、教育と福祉との連携による相談・支援体制の充実を進めます。
- ◇すべての子どもの学力保障がなされるよう、集合型のみならず訪問型も含めた学習・生活支援事業への展開を図ります。
- ◇高等学校への進学に対する継続的なサポート体制とともに、高校中退者に対する支援体制づくりについても検討します。

③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり

- ◇民生委員・児童委員、主任児童委員や福祉委員をはじめ、地域・関係機関との連携により支援体制の強化を進めます。
- ◇子どもや家庭の孤立を防ぐとともに、文化的な貧困家庭への予防的なアプローチにつながるよう、家庭教育支援員等の養成・配置の検討を進めます。

(3) 自立した生活基盤づくりへの支援

現状と課題

[困窮がもたらす生活への影響]

- 経済的困窮がもたらす生活面、健康面への影響が一部の子どもや家庭にみられるほか、親子のかかわりといった家庭の文化的側面についても、時間的な欠乏などによる生活の乱れといった影響がみられます。

[就労に関する支援の充実]

- ひとり親家庭等に対しては親の就労への様々な給付金や貸付事業の制度があるものの認知度が低く、制度の活用が低調となっています。また、就労の機会の確保に向けては、関係機関との連携による就労支援が必要です。

[子ども食堂の活動]

- 本市においても、市民活動として子ども食堂の役割を担う活動が実施され、食の面から支援が必要な家庭を支えています。しかし、支援が必要な子どもが食堂に来れておらず、実施される地域が限定的であることから、今後は、支援機能を高めながら全市的な広がりにつなげていくことが求められています。

[制度の周知と活動]

- ひとり親世帯など、生活困窮等に関する支援は様々な制度があるものの、経済的な困窮・文化的な貧困を抱える家庭は社会的なかかわりが少ないことから、情報を得る経路が限られ、十分な理解がないなど、制度の活用の面では課題があります。

施策の方向性

①生活支援の充実

- ◇経済的な困窮のみならず、文化的な貧困家庭も含めた家庭の生活自立を支援するため、新たな専門職の配置等による生活相談・指導・支援体制の充実を図ります。
- ◇ひとり親世帯等に必要な情報を集約したホームページの構築等により、情報提供や相談機能を重層化するとともに、ファミリー・サポート・センターにおける支援機能や支援体制の充実などにより、子育て援助機能の活用を促します。
- ◇子育てに関するランドセルや学生服などの道具等の共有化を図るため、子育てリユース事業を検討します。
- ◇経済的な困窮家庭における福祉、教育などに関する助成の拡充など、多様な子育て世帯の経済的負担を軽減する支援策の検討を行います。

②就労に関する支援の充実

- ◇ハローワークとの連携により、保護者の就労に関する相談窓口を充実させるとともに、職業訓練等の機会の充実を図ります。

③食から支える子ども食堂の充実

- ◇経済的な困窮・文化的な貧困家庭への食の支援と食育活動の促進を図るため、子ども食堂の役割を担う団体の活動支援を行うとともに、支援が必要な子どもが食堂につながれるよう支援体制を強化しながら、その活動の展開を促します。

④各種支援制度の周知強化と利用促進

- ◇高等教育における就学支援新制度に関する周知や活用支援等、適切かつ効果的な各種支援制度の利用につなげるため、新たな専門職の配置によるマッチング支援を図ります。
- ◇支援が必要な子どもや家庭に対する制度の周知を図るため、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、民生委員・児童委員、主任児童委員や福祉委員からの制度周知を促します。

基本目標 4. 子育ての希望がかなうまち

子どもを持ちたいと願う人たちが、健康的不安、経済的な負担であきらめることなく、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠前から子育て期までの一貫した支援に努めます。

また、多様な価値観の広まる中、それぞれの望むライフスタイルの下で暮らせるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

(1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実

現状と課題

[子育て世代包括支援センターの設置]

●妊娠届からの途切れることの無い子育てに関する健康面での支援を行う子育て世代包括支援センターを平成30年度に設置し、主に3歳までの母子保健を中心とした子育てに関する支援体制を整えています。

[不妊・不育の希望と現実の乖離]

●妊娠・出産への希望を持ちながらも、さまざまな問題からそれがかなわなかったり、不育症に悩んだりするケースがあります。

[成育基本法の成立]

●子どもの健全な成長を後押しするため、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(成育基本法)」が平成30年12月に制定されました。国・地方・保護者・医療関係者等の責務が明示され、それぞれの役割に基づく取組が求められています。

施策の方向性

①子育て世代包括支援センターを核とした親子に対する健康支援の充実

- ◇妊娠期から出産、育児へとつながる子育て世帯に対する母子保健支援体制の強化を図ります。
- ◇子育て世帯の転入に際して、保健師などの専門職による相談対応を行うことで、子育て世帯の不安解消に努めます。
- ◇妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査や産後における産婦健康診査や産後ケア事業を行うことで、妊娠・出産に係る健康支援に取り組みます。
- ◇妊婦教室やパパママ教室を通じて、出産に向けての知識の普及や体験の機会を提供することで、新生児の健やかな成長に向けた支援を行います。
- ◇乳幼児の健康保持と様々な課題の早期発見・早期対応を図るために、成長・発達に応じた乳幼児健康診査を行うとともに、未受診者の把握や健康診査後のフォローを行います。
- ◇感染症の発生・蔓延を予防するため、予防接種費用の助成を行うとともに、予防接種に関する正しい知識の普及による予防接種率の向上を目指します。
- ◇児童手当・特例給付や乳幼児から中学生までの子ども医療費助成などの経済的支援制度を周知し、利用の促進を図ることで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

②安心して子育てのできる意識と環境づくり

- ◇離乳食教室などの各種教室や育児相談などを通じて、保護者への知識普及を図るとともに、新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施することで、育児の情報提供や個々のニーズに応じた支援を行います。
- ◇乳幼児の不慮の事故を未然に防ぐため、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行なうとともに、関係機関と連携した事故防止や適切な応急処置に関する情報提供に努めます。
- ◇子どもの健康管理や疾病予防に関する子育て世帯の不安を解消できるよう、様々な機会を通じた身近な「かかりつけ医づくり」を推進します。
- ◇限られた医療資源を有効に活用するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう、みえ子ども医療ダイヤルや、救急医療情報システム（医療ネットみえ）の活用に向けた情報提供に努めます。

③出産の希望を支える支援

- ◇不妊・不育症等に対する経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。
- ◇不妊・不育症治療などに対する正しい理解を広めていくため、様々な機会を通じた情報発信と意識啓発に努めます。

(2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援

現状と課題

[子育てを見守る地域環境]

- 共働き世帯の増加や、地域で身近に頼れる人が少なくなってきた現代において地域社会の中に子どもが気軽にに行くことのできる居場所づくりが重要です。

[働き方改革（就労の多様化）によるニーズへの影響]

- 一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジとされる働き方改革により、子育て世帯の中にも多様な働き方が広がる可能性があります。

[子育て世帯を夫婦が等しく担える環境づくり]

- 男性の育児参加は徐々に進んできていますが、現在の子育て世帯の中にあっても男性が主体となって子育てをするケースは稀な状況となっています。子育てをする上の喜びも不安や不満も夫婦で分かち合いながら子育てをするためには、夫婦間だけでなく、社会の中での意識づくりが求められます。